

## 鳥取県告示第233号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成23年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市河原町三谷、用瀬町美成、福部町左近、鹿野町岡木、気高町土居、青谷町山根及び青谷町早牛の各一部	平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
米子市	米子市淀江町稻吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市関金町野添、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目、西町、金森町、福吉町二丁目、河原町、黒見、小鴨、北野、上井、山根、伊木、余戸谷町及び鍛冶町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾、大字陸上、大字新井、大字大谷及び大字大羽尾の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字大炊、大字岸野、大字糸白見、大字根安及び大字須澄の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背、大字奥本及び大字芹津の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎及び柿原の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字三徳、大字福吉、大字加谷及び大字木地山の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字北福、大字長和田、大字野花、大字漆原及び大字羽衣石の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所、大字八橋及び大字倉坂の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町塩津、下甲、岡、松河原、赤松、田中、御崎及び赤坂の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町八金、池野、倭及び西の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代の一部	〃
日南町	日野郡日南町下阿毘縁、花口及び宮内の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃